

## 土壌汚染対策法施行規則等の一部改正に対する意見の募集（パブリックコメント）について

平成 29 年 11 月 2 日（木）  
環境省水・大気環境局土壌環境課  
代表 03-3581-3351  
直通 03-5521-8338  
課長 名倉良雄（内線 6590）  
補佐 山本泰生（内線 6567）  
担当 小久保舞（内線 6592）

環境省では、平成 29 年 5 月 19 日に公布された「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 33 号）（第 1 段階施行期日：平成 30 年 4 月 1 日/第 2 段階施行期日：公布の日から 2 年以内で政令で定める日）の第 1 段階の施行に伴い、土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）等について所要の改正を行うこととしました。

本案について広く国民の皆様からの御意見を募集するため、平成 29 年 11 月 2 日（木）から平成 29 年 12 月 1 日（金）までの間、意見の募集（パブリック・コメント）を実施いたします。

## 1. 概要

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）については、平成 22 年 4 月の改正法の施行から 5 年が経過したことから、平成 27 年 12 月に今後の土壌汚染対策の在り方について中央環境審議会に諮問され、同審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会において検討が進められてきました。その結果、平成 28 年 12 月に、中央環境審議会会長から環境大臣に対して、「今後の土壌汚染対策の在り方について（第一次答申）」として答申がなされています。

この答申の内容を踏まえ、土壌汚染対策法の一部を改正する法律案がとりまとめられ、平成 29 年 5 月には同改正案が成立し、同月 19 日に土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）が公布されました。

改正法のうち、公布後 1 年以内の施行とされている部分については、土壌汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 29 年政令第 268 号）により、平成 30 年 4 月 1 日から施行（第一段階施行）することとされています。

今般、改正法の第一段階施行に伴い必要となる省令事項を定めるとともに、第一次答申において措置を講ずることとされた事項に関する規定を設けるため、

- ① 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）
  - ② 汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）
  - ③ 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成 14 年環境省令第 23 号）
  - ④ 環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年環境省令第 9 号）
- の 4 省令について、所要の改正を行うものです。

## 2. 意見募集の対象

別添の「土壤汚染対策法施行規則等の一部改正について」について

## 3. 意見募集要領

### (1) 募集期間

平成 29 年 11 月 2 日（木）から平成 29 年 12 月 1 日（金）まで

### (2) 意見の提出方法

次の様式により、電子メール、郵送又はファックスのいずれかの方法で下記提出先に提出してください。

電子メール又はファックスの場合は件名を「土壤汚染対策法施行規則等の一部改正に対する意見」としてください。

なお、上記以外の方法（電話等）による御意見は受け付け致しかねますのであらかじめ御了承ください。

#### 【意見提出先】

環境省水・大気環境局土壤環境課 担当：小久保

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

直通：03-5521-8321

代表：03-3581-3351(内線 6592)

FAX：03-3501-2717

電子メールアドレス：mizu-dojo@env.go.jp

### (3) 意見の取扱い

いただいた意見は、氏名、住所及び電話番号等個人情報に関する事項を除き、すべて公表される可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。

また、いただいた意見に対して個別にお答えすることはできませんので、あわせて御了承ください。

### (4) 記入要領

郵送又はファックスの場合、下記の様式（A4版）にならい、氏名、住所、電話番号等を御記入ください。電子メールの場合においても、本記入要領に準じて御記入ください。

[件名] 土壤汚染対策法施行規則等の一部改正に対する意見
[宛先] 環境省水・大気環境局土壤環境課
[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[郵便番号・住所]
[電話番号]
[ファックス番号]
[御意見]

(5) 資料の入手方法

① 環境省ホームページのパブリックコメント欄  
(<http://www.env.go.jp/info/iken.html>)

② 環境省水・大気環境局土壌環境課の窓口へ備え付け  
(東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館26階)

※ 事前に入館登録が必要になるので、来館される場合は、必ず事前に御連絡をお願いいたします。

③ 郵送による入手

郵送により入手を希望する場合は、返送先を宛名に明記し140円切手を貼付した返信用封筒を別の封筒に入れ、期限までに十分な余裕を持って意見提出先まで送付してください。

# 土壤汚染対策法施行規則等の一部改正について

## I. 趣旨

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）については、平成 22 年 4 月の改正法の施行から 5 年が経過したことから、平成 27 年 12 月に今後の土壤汚染対策の在り方について中央環境審議会に諮問され、同審議会土壤農薬部会土壤制度小委員会において検討が進められてきた。その結果、平成 28 年 12 月に、中央環境審議会会長から環境大臣に対して、「今後の土壤汚染対策の在り方について（第一次答申）」として答申がなされている。

この答申の内容を踏まえ、土壤汚染対策法の一部を改正する法律案がとりまとめられ、同年 5 月には同改正案が成立し、同月 19 日に土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）が公布された。

改正法のうち、公布後 1 年以内の施行とされている部分については、土壤汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 29 年政令第 268 号）により、平成 30 年 4 月 1 日から施行（第一段階施行）することとされている。

今般、改正法の第一段階施行に伴い必要となる省令事項を定めるとともに、第一次答申において措置を講ずることとされた事項に関する規定を設けるため、

- ① 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）
  - ② 汚染土壤処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）
  - ③ 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成 14 年環境省令第 23 号）
  - ④ 環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年環境省令第 9 号）
- の 4 省令について、所要の改正を行うものである。

## II. 改正案の概要

### 1. 土壤汚染対策法施行規則の一部改正

#### (1) 土地の所有者等の同意の方法

土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法（以下「法」という。）第 4 条第 2 項の規定による土地の所有者等の同意は、同条第 1 項の規定による届出に係る土地の形質の変更の場所を記載した書面により行うものとする。

#### (2) 指定が解除された要措置区域等の台帳

法第 15 条第 1 項の規定により、指定が解除された要措置区域等の台帳を調製・保管することとされたことに伴い、以下の措置を講ずることとする。

- ① 法第 6 条第 1 項の規定により要措置区域が指定された場合、又は法第 11 条第 1 項の規定により形質変更時要届出区域が指定された場合には、都道府県知事は、当該要措置区域又は形質変更時要届出区域に係る帳簿及び図面を調製するものとする。
- ② 法第 6 条第 4 項又は法第 11 条第 2 項の規定により要措置区域等（法第 16 条第 1 項に規定する要措置区域等をいう。以下同じ。）の全部又は一部の指定が解除された場合には、都道府県知事は、当該要措置区域等の全部又は一部に係る帳簿及び図面を台帳から消除し、法第 6 条第 4 項の規定により同条第 1 項の指定が解除された要措置区域（以下「指定解除要措置区域」という。）又は法第 11 条第 2 項の規定により同条第 1 項の指定が解除された形質変更時要届出区域（以下「指定解除形質変更時要届出区域」という。）に係る帳簿及び図面を調製するものとする。
- ③ 帳簿及び図面であって、要措置区域に関するもの、形質変更時要届出区域に関するもの、指定解除要措置区域に関するもの又は指定解除形質変更時要届出区域に関するものは、それぞれ区別して保管しなければならないものとする。
- ④ 指定解除要措置区域又は指定解除形質変更時要届出区域（以下「指定解除要措置区域等」という。）に係る帳簿は、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。
  - ア 指定解除要措置区域等に関する施行規則第 58 条第 5 項第 1 号から第 12 号までの事項
  - イ 要措置区域等の指定が解除された年月日
  - ウ 要措置区域等の指定が解除された理由となった汚染の除去等の措置
  - エ 要措置区域の指定が解除されたときに形質変更時要届出区域に指定された場合、又は形質変更時要届出区域の指定が解除されたときに要措置区域に指定された場合にあつては、その旨
- ⑤ 指定解除要措置区域等に係る台帳の図面は、次のとおりとする。
  - ア 指定解除要措置区域等に関する施行規則第 58 条第 5 項第 1 号から第 3 号までの図面
  - イ 指定解除要措置区域等の範囲を明示した図面

## 2. 汚染土壌処理業に関する省令の一部改正

### (1)汚染土壌処理業の許可の申請

法第 22 条第 2 項の汚染土壌処理業の許可申請書の添付書類に以下を追加する。

- ① 申請者が法第 22 条第 3 項第 2 号イからトまでに該当しない者であることを誓約す

る書類

- ② 申請者が法第 22 条第 3 項第 2 号ニに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し。）
- ③ 申請者に土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 269 号）による改正後の土壤汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号。以下「令」という。）第 6 条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

(2)法第 22 条第 2 項第 5 号の環境省令で定める事項

法第 22 条第 2 項第 5 号の環境省令で定める事項に以下を追加する。

- ① 申請者が法第 22 条第 3 項第 2 号ニに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合には、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所。）
- ② 申請者に令第 6 条に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所

(3)汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請

改正法により、新たに汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認に関する規定が設けられたことから、汚染土壌処理業に関する省令に以下の規定を設けることとする。

- ① 法第 27 条の 2 第 1 項の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

ア 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 譲渡及び譲受の日

ウ 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称

エ 汚染土壌処理施設の設置の場所

オ 汚染土壌処理施設の種類

カ 許可の年月日及び許可番号

キ 譲受人が他に法第 22 条第 1 項の許可を受けている場合にあっては、当該許可をした都道府県知事及び当該許可に係る許可番号（同項の許可を申請している場合にあっては、申請先の都道府県知事及び申請年月日）

ク 譲受人が法第 22 条第 3 項第 2 号ニに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合には、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所。）

ケ 譲受人が法人である場合には、役員の氏名及び住所

コ 譲受人に令第 6 条に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所

② ①の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないものとする。

ア 譲渡及び譲受契約書の写し

イ 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡又は譲受に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書

ウ 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類

エ 譲受人が汚染土壌処理施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類

オ 譲受人が他に法第 22 条第 1 項の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

カ 埋立処理施設のうち公有水面埋立法第 2 条第 1 項の免許又は同法第 42 条第 1 項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあっては、同法第 16 条第 1 項の許可又は当該免許若しくは承認を受けたことを証する書類の写し

キ 譲受人の汚染土壌処理業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

ク 譲受人の汚染土壌処理業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

ケ 譲受人が法人である場合には、直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

コ 譲受人が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前 3 年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

サ 譲受人が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

シ 譲受人が個人である場合には、住民票の写し

ス 譲受人が法第 22 条第 3 項第 2 号イからトまでに該当しない者であることを誓約する書類

セ 譲受人が法第 22 条第 3 項第 2 号ニに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し。）

ソ 譲受人が法人である場合には、法第 22 条第 3 項第 2 号ホに規定する役員の住民票の写し

タ 譲受人に令第 6 条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

チ 廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類及び譲受人が当該見積額の支払が可能であることを説明する書類

(4)汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割の承認の申請

改正法により、新たに汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割の承認に関する規定

が設けられたことから、汚染土壌処理業に関する省令に以下の規定を設けることとする。

① 法第 27 条の 3 第 1 項の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

ア 合併又は分割の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イ 合併又は分割の日

ウ 合併又は分割の方法

エ 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称

オ 汚染土壌処理施設の設置の場所

カ 汚染土壌処理施設の種類

キ 許可の年月日及び許可番号

ク 合併又は分割の当事者が他に法第 22 条第 1 項の許可を受けている場合にあっては、当該許可をした都道府県知事及び当該許可に係る許可番号（同項の許可を申請している場合にあっては、申請先の都道府県知事及び申請年月日）

ケ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該汚染土壌処理業を承継する法人に係る次に掲げる事項

・名称及び住所並びに代表者となる者の氏名

・法第 22 条第 3 項第 2 号ホに規定する役員となる者の氏名及び住所

・令第 6 条に規定する使用人となる者がある場合には、その者の氏名及び住所

② ①の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないものとする。

ア 合併契約書又は分割契約書の写し

イ 合併又は分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書

ウ 合併又は分割の当事者が他に法第 22 条第 1 項の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

エ 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該汚染土壌処理業を承継する法人が法第 22 条第 1 項の許可を受けた者でない法人である場合には、当該法人に係る定款又は寄附行為及び登記事項証明書

オ 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該汚染土壌処理業を承継する法人に係る次に掲げる書類

・汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類

・汚染土壌処理施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類

・埋立処理施設のうち公有水面埋立法第 2 条第 1 項の免許を受けて汚染土壌の埋



立てを行う施設にあっては、当該埋立をする権利を承継したことを証する書類の写し

- ・ 汚染土壌処理業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
- ・ 汚染土壌処理業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- ・ 法第 22 条第 3 項第 2 号イからトまでに該当しない者であることを誓約する書類
- ・ 法第 22 条第 3 項第 2 号ホに規定する役員となる者の住民票の写し
- ・ 令第 6 条に規定する使用人となる者がある場合には、その者の住民票の写し
- ・ 廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類

#### (5)汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請

改正法により、新たに汚染土壌処理業に係る相続の承認に関する規定が設けられたことから、汚染土壌処理業に関する省令に以下の規定を設けることとする。

- ① 法第 27 条の 4 第 1 項の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
  - ア 申請者の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
  - イ 被相続人の氏名及び死亡時の住所
  - ウ 被相続人の死亡の日
  - エ 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称
  - オ 汚染土壌処理施設の設置の場所
  - カ 汚染土壌処理施設の種類
  - キ 許可の年月日及び許可番号
  - ク 申請者が他に法第 22 条第 1 項の許可を受けている場合にあっては、当該許可をした都道府県知事及び当該許可に係る許可番号(同項の許可を申請している場合にあっては、申請先の都道府県知事及び申請年月日)
  - ケ 申請者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所
  - コ 申請者が法第 22 条第 3 項第 2 号ニに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合には、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所。)
  - サ 申請者に令第 6 条に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所
- ② ①の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないものとする。
  - ア 申請者の被相続人との続柄を証する書類
  - イ 申請者以外に相続人があるときは、その者の申請に対する同意書

- ウ 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類
- エ 申請者が汚染土壌処理施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
- オ 申請者が他に法第 22 条第 1 項の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し
- カ 埋立処理施設のうち公有水面埋立法第 2 条第 1 項の免許を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあっては、申請者が当該埋立の権利を承継したことを証する書類の写し
- キ 申請者の汚染土壌処理業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
- ク 申請者の汚染土壌処理業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- ケ 資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- コ 申請者の住民票の写し
- サ 申請者の法第 22 条第 3 項第 2 号イからトまでに該当しない者であることを誓約する書類
- シ 申請者が法第 22 条第 3 項第 2 号ニに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し。）
- ス 申請者に令第 6 条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
- セ 廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払いが可能であることを説明する書類

#### (6)汚染土壌処理業許可申請書等の様式

以下の①から⑦までの様式を次のとおりとする。

- |                        |                    |
|------------------------|--------------------|
| ①汚染土壌処理業許可申請書          | 様式第 1（9、10 ページ参照）  |
| ②汚染土壌処理業に係る変更届出書       | 様式第 3（11 ページ参照）    |
| ③譲渡及び譲受承認申請書           | 様式第 6（12～14 ページ参照） |
| ④合併分割承認申請書             | 様式第 7（15、16 ページ参照） |
| ⑤相続承認申請書               | 様式第 8（17、18 ページ参照） |
| ⑥汚染土壌処理業許可証            | 様式第 9（19 ページ参照）    |
| ⑦汚染土壌処理業許可証の書換え・再交付申請書 | 様式第 10（20 ページ参照）   |

### 3. 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部改正

#### (1)技術管理者証の交付期間の延長

技術管理者証の交付の申請は、申請者が試験に合格した日から3年以内にしなければならないものとする。(申請者が試験に合格した日から従前は1年以内)なお、この改正は、平成29年度以降に行われる試験に合格した者がする技術管理者証の交付の申請について適用し、平成28年度以前に行われた試験に合格した者がする技術管理者証の交付の申請については、なお従前の例によるものとする。

#### (2)技術管理者証の更新と同時に記載事項の変更を行う場合の手続

技術管理者証の更新を受けようとする者が現に有する技術管理者証の記載事項に変更を生じてその書換えを受けようとする場合には、その旨を申請書に記載するとともに、修了証及び戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面を添付して、これを環境大臣に提出しなければならないものとする。

#### (3)変更の届出の添付書類

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第18条第2項の届出書には、第1条第2項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係るものを添付しなければならないものとする。

#### (4)技術管理者証更新申請書等の様式

以下の①から⑥までの様式を次のとおりとする。

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| ①技術管理者証更新申請書  | 様式第5 (21 ページ参照)   |
| ②更新講習受講申請書    | 様式第5の2 (22 ページ参照) |
| ③技術管理者証再交付申請書 | 様式第6 (23 ページ参照)   |
| ④技術管理者証書換申請書  | 様式第7 (24 ページ参照)   |
| ⑤指定調査機関の変更届出書 | 様式第10 (25 ページ参照)  |
| ⑥立入検査の身分証明書   | 様式第12 (26 ページ参照)  |

### 4. 環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第3条第1項の規定により書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる対象の規定として、法第20条第5項、第7項及び第8項並びに第38条を追加する。

汚染土壌処理業許可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿  
（市長）

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人印  
にあつては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第22条第1項の規定により、汚染土壌処理業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

申請者の事務所の所在地							
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称							
汚染土壌処理施設の設置の場所							
汚染土壌処理施設の種類							
汚染土壌処理施設の構造							
汚染土壌処理施設の処理能力							
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態							
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は当該許可をした都道府県知事（政令で定める市にあつては市長）及び許可番号（申請中の場合は申請年月日）	<table border="1"> <tr> <td>都道府県知事(市長)</td> <td>許可番号（申請年月日）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	都道府県知事(市長)	許可番号（申請年月日）				
都道府県知事(市長)	許可番号（申請年月日）						
汚染土壌の処理の方法							
セメントの品質管理の方法（セメント製造施設に限る。）							
保管設備の場所及び容量							
申請者							
(個人である場合)							
(ふりがな) 氏 名	生年月日 住 所						
(法人である場合)							
(ふりがな) 名 称	住 所						

(第2面)

法定代理人（申請者が法第22条第3項第2号ニに規定する未成年者である場合）																				
(個人である場合)																				
(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所																		
(法人である場合)																				
(ふりがな) 名 称	(ふりがな) 代表者の氏名	住 所																		
役員（法定代理人が法人である場合）																				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所																		
法第22条第3項第2号ホに規定する役員の氏名及び住所（申請が法人である場合）	<table border="1"><thead><tr><th>氏名（ふりがな）</th><th>生年月日</th><th>住 所</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		氏名（ふりがな）	生年月日	住 所															
氏名（ふりがな）	生年月日	住 所																		
令第6条に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）																				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所																		
再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地、再処理汚染土壌処理施設について汚染土壌処理業の許可をした都道府県知事及び許可番号、再処理汚染土壌処理施設の種類及び処理能力	<table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>所 在 地</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>都道府県知事(市長)</td><td>許可番号</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><th>種 類</th><th>処理能力</th></tr><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table>		名 称	所 在 地			都道府県知事(市長)	許可番号			種 類	処理能力								
名 称	所 在 地																			
都道府県知事(市長)	許可番号																			
種 類	処理能力																			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第三（第十一条関係）

汚染土壌処理業に係る変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印  
にあつては、その代表者の氏名

汚染土壌処理業に係る以下の事項について変更したので、土壌汚染対策法第23条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日	
	許可番号	
変更の内容	<input type="checkbox"/> 処理能力の減少（10%未満の減少に限る。） <input type="checkbox"/> 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理業に関する省令第3条各号に規定する事項（ ） <input type="checkbox"/> 同令第2条第2項第23号に掲げる書類に記載した事項（ ）	
	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更のための工事の着工年月日		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。  
 3 汚染土壌処理業に関する省令第3条第6号から第8号までに掲げる事項を変更する場合にあつては、氏名（ふりがな）、生年月日及び住所を記載すること。

様式第六(第十四条第一項関係)

(第1面)

<p>汚染土壌処理業 譲渡及び譲受 承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿 (市長)</p> <p style="margin-left: 200px;">譲渡人 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="margin-left: 200px;">譲受人 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="margin-top: 20px;">土壌汚染対策法第27条の2第1項の規定により、汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>							
譲 渡 及 び 譲 受 の 日	年 月 日						
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称							
汚染土壌処理施設の設置の場所							
汚 染 土 壌 処 理 施 設 の 種 類							
許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号						
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は当該許可をした都道府県知事（政令で定める市にあつては市長）及び許可番号（申請中の場合は申請年月日）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">都道府県知事（市長）</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">許可番号（申請年月日）</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>	都道府県知事（市長）	許可番号（申請年月日）				
都道府県知事（市長）	許可番号（申請年月日）						

(第2面)

譲受人		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
法定代理人(譲受人が法第22条第3項第2号ニに規定する未成年者である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	(ふりがな) 代表者の氏名	住 所
役員 (法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所
法第22条第3項第2号ホに規定する役員(譲受人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所



(第3面)

令第6条に規定する使用人(譲受人に当該使用人がある場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第七(第十五条第一項関係)

(第1面)

合併・分割承認申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>							
都道府県知事 殿 (市長)							
申請者 名 称 住 所 代表者の氏名							
申請者 名 称 住 所 代表者の氏名							
土壤汚染対策法第27条の3第1項の規定により、合併又は分割について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。							
合併又は分割の日	年 月 日						
合併又は分割の方法							
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称							
汚染土壌処理施設の設置の場所							
汚染土壌処理施設の種類							
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号						
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は当該許可をした都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)及び許可番号(申請中の場合は申請年月日)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">都道府県知事(市長)</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">許可番号(申請年月日)</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table>	都道府県知事(市長)	許可番号(申請年月日)				
都道府県知事(市長)	許可番号(申請年月日)						
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により汚染土壌処理業を承継する法人の名称及び住所並びに代表者となる者の氏名							

(第2面)

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該汚染土壌処理施設を承継する法人において、役員となる者

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該汚染土壌処理施設を承継する法人において、令第6条に規定する使用人となる者（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第八(第十六条第一項関係)

(第1面)

<p>相続承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿 (市長)</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名</p> <p>土壌汚染対策法第27条の4第1項の規定により、相続について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>							
被相続人の続柄							
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所						
被相続人の死亡の日							
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称							
汚染土壌処理施設の設置の場所							
汚染土壌処理施設の種類							
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号						
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は当該許可をした都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)及び許可番号(申請中の場合は申請年月日)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">都道府県知事(市長)</td> <td style="width: 50%;">許可番号(申請年月日)</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	都道府県知事(市長)	許可番号(申請年月日)				
都道府県知事(市長)	許可番号(申請年月日)						

(第2面)

申請者以外に相続人があるときはその者		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所
法定代理人(申請者が法第22条第3項第2号ニに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	(ふりがな) 代表者の氏名	住 所
役員 (法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所
令第6条に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。
- 3 この申請書は、被相続人の死亡後60日以内に提出すること。

許可番号 第 \_\_\_\_\_ 号

汚染土壌処理業許可証

住所

氏名

（法人にあつては、名称及びその代表者の氏名）

第22条第1項  
 第23条第1項  
 第27条の2第1項  
 の許可又は第27条の3第1項の承認を受けた者であることを証する。  
 第27条の4第1項

都道府県知事  
（市長）

印

許可の年月日	
許可の有効期限	
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	
汚染土壌処理施設の設置の場所	
汚染土壌処理施設の種類	
汚染土壌処理施設の処理能力	
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
変更の内容	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第十（第十七条第二項関係）

<p style="font-size: 1.2em;">汚染土壌処理業許可証の書換え 申請書 再交付</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p style="text-align: left; margin-left: 100px;">都道府県知事 殿 (市長)</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印 にあつては、その代表者の氏名</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">汚染土壌処理業許可申請書の書換え又は再交付について、汚染土壌処理業に関する省令第17条 第2項の規定により、次のとおり申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">汚染土壌処理施設に係る事業場の名称</td> <td colspan="2" style="height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">汚染土壌処理施設の設置の場所</td> <td colspan="2" style="height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="padding: 5px;">許可の年月日及び許可番号</td> <td style="padding: 5px;">許可の年月日</td> <td style="width: 20%; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">許可番号</td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">書換えの場合にあつては、記載事項の変更の内容</td> <td colspan="2" style="height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">再交付の場合にあつては、その理由</td> <td colspan="2" style="height: 30px;"></td> </tr> </table>			汚染土壌処理施設に係る事業場の名称			汚染土壌処理施設の設置の場所			許可の年月日及び許可番号	許可の年月日		許可番号		書換えの場合にあつては、記載事項の変更の内容			再交付の場合にあつては、その理由		
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称																			
汚染土壌処理施設の設置の場所																			
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日																		
	許可番号																		
書換えの場合にあつては、記載事項の変更の内容																			
再交付の場合にあつては、その理由																			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第五（第七条第一項関係）

収 入 印 紙  
 [消印しては  
 ならない]

技術管理者証更新申請書

※技術管理者証の交付 番号及び交付年月日	第 号 ( 年 月 日)
ふ り が な 氏 名	生年月日 年 月 日生
本 籍	
住 所	郵便番号( ) 電話番号( )
環境大臣が行う講習の修 了証番号及び修了年月日	
技術管理者証の書換え を必要とする事項（技 術管理者証の記載事項 を変更しようとする場 合に限る。）	
<p>私は、上記の各事項について虚偽の記載をせず、かつ、次のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p>1 技術管理者証の返納を命ぜられ、その返納の日から1年を経過しない者</p> <p>2 土壤汚染対策法又は同法に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>3 土壤汚染対策法第42条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者</p> <p>上記により、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第7条第1項の規定により、技術管理者証の更新を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">環 境 大 臣 殿</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p>	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、技術管理者証の更新を受けている場合は、交付番号及び直近の更新年月日を記載すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。



様式第五の二（第七条第二項関係）

収 入 印 紙
〔 消印しては 〕 〔 ならない 〕

更新講習受講申請書

※技術管理者証の交付 番号及び交付年月日	第 号 ( 年 月 日)		
ふ り が な 氏 名	生年月日	年 月 日生	
住 所	郵便番号( ) 電話番号( )		
土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第7条第2項の規定により、更新講習を受講したいので申請します。 年 月 日 環 境 大 臣 殿 <div style="text-align: right;">氏名 印</div>			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、技術管理者証の更新を受けている場合は、交付番号及び直近の更新年月日を記載すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

様式第六（第八条第一項関係）

収 入 印 紙 [ 消印しては ] [ ならない ]
----------------------------------

技術管理者証再交付申請書

※技術管理者証の交付 番号及び交付年月日	第 号 ( 年 月 日)		
ふ り が な 氏 名	生年月日	年 月 日生	
本 籍			
住 所	郵便番号( )		電話番号( )
再交付申請の理由			
土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第8条第1項の規定により、技術管理者証の再交付を受けたいので申請します。 年 月 日 環 境 大 臣 殿 氏名 印			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、技術管理者証の更新を受けている場合は、交付番号及び直近の更新年月日を記載すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

様式第七（第九条関係）

収 入 印 紙 [ 消印しては ] [ ならない ]
----------------------------------

技術管理者証書換申請書

※技術管理者証の交付 番号及び交付年月日	第 号 ( 年 月 日)		
ふ り が な 氏 名	生年月日	年 月 日生	
本 籍			
住 所	郵便番号( )		電話番号( )
書換えを必要とする 事項			
土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第9条の規定により、 技術管理者証の書換えを受けたいので申請します。 年 月 日 環 境 大 臣 殿 氏名 印			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、技術管理者証の更新を受けている場合は、交付番号及び直近の更新年月日を記載すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

様式第十（第十八条第二項関係）

変更届出書

指定番号	
	年 月 日

環境大臣  
殿  
都道府県知事

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

下記のとおり変更したので、土壤汚染対策法第35条の規定により、届け出ます。

変更の内容	旧	新
変更日		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第十二（第二十六条関係）

（表面）

----- 12 センチメートル -----

	番 号	
土壤汚染対策法第54条第7項の規定による身分証明書		
写  真	職名及び氏名	年 月 日生 年 月 日発行 年 月 日限り有効
環 境 大 臣 地方環境事務所長 都道府県知事		印

↑  
8  
セ  
ン  
チ  
メ  
ー  
ト  
ル  
↓

（裏面）

土壤汚染対策法抜粋

（報告及び検査）

**第54条** （略）

2～4 （略）

5 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その指定に係る指定調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7 第1項又は第3項から前項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

8 第1項又は第3項から第6項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**第67条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

三 第54条第1項若しくは第3項から第6項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者